

第1回岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和8年9月30日（水） 午後1時03分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号

岡山第2合同庁舎 2階共用会議室B

3 出席者

公 益 委 員 : 3人

労働者側委員 : 3人

使用者側委員 : 3人

4 審議事項

- (1) 部会長・部会長代理の選任について
- (2) 特定最低賃金専門部会の運営について
- (3) 資料説明について
- (4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- (5) 今後の審議日程について
- (6) その他

5 議事要旨

- (1) 部会長・部会長代理の選任について

公益委員の互選により、部会長に佐々木委員、部会長代理に岡山委員が選任された。

- (2) 特定最低賃金専門部会の運営について

今年度の専門部会の運営について、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、全会一致の場合には専門部会の決議を本審の決議として答申することが確認された。

- (3) 資料説明について

専門部会に提出した岡山県内における経済指標、雇用情勢等各種資料について、事務局から説明が行われた。

また、岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会の審議のための基礎資料を得ることを目的として実施した最低賃金基礎調査結果

について事務局から説明が行われた。なお調査結果から推計される未満率は5.3%であったことが報告された。

(4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

ア 岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定の必要性について審議され、労使双方の委員から以下の意見が述べられた。

【労働者側意見要旨】

産業別最低賃金の改定は必要である。

- ・2025年1月～12月の世界の新造船竣工量は2,920隻で前年比2.8%増であるが、国別シェアでは日本は3位である。こうしたなか、「造船業再生ロードマップ」が策定され、高度な省エネ船、特殊用途船などの高付加価値需要が一層高まることが見込まれ、造船市場は拡大していくと考えられる。
- ・有効求人倍率は、常に1倍を上回り、今春卒業した工業高校の高校生においては31.9倍と人材獲得競争は激化している。
- ・春季生活改善闘争において、昨年と同じ15,000円の統一要求水準を掲げ取り組んだが、結果として、基幹労連全体で平均11,773円、船重関係では平均13,470円の獲得水準となった。昨年比回答額は低下しているが、300～999人規模では基幹労連全体の平均額を上回っている。これは人材の確保・定着、必要な人への投資という経営の英断を引き出した結果と受け止めている。
- ・造船産業は常に厳しい国際競争力にさらされる産業であり、労働者は肉体的・精神的負荷を伴う作業環境下において、高付加価値な船舶・製品への対応等、高い技術・技能が現在の高品質と高生産を支えている。
- ・造船業は協力会社を含め多くの労働者で成り立ち、産別最賃引上げの取組は、産業の魅力を高め、優秀な人材の確保、定着の観点からも重要であり、地域別最賃、他の産別最賃より高い水準であるべきと考える。

【使用者側意見要旨】

最低賃金の改正決定の必要性について有りとする。

- ・近年の地政学リスクの影響を受け、多くの船舶の海上輸送ルートが大きく変化しており、輸送日数や燃料コストが増加している。この影響により、海上運賃の高騰、船腹需給のひっ迫、港湾での混雑リスクの影響が出ている。
- ・世界の海運市場ではCO₂排出削減の重要分野であり、脱炭素化対応、LNG・アンモニア燃料船への転換、船齢20年以上の老朽船更新への対応が進んでおり、造船需要は高水準で推移している。
- ・国内の主要造船所では2030年頃まで手持ち工事が埋まっており、新規受注に向けた商談も開始されている。利益率は昨年比微増であり、鋼材・資機材価格など資材コストが重い材料となっているが、価格上昇局面で

の受注船建造と円安効果の継続により利益率を維持している。

- ・経済安全保障推進法に基づく船体の供給確保計画による増産計画、生産量倍増のための巨額の設備投資が決定された。
- ・業界のプラス要因では受注機会の増加、手持ち工事量の確保、老朽船の更新需要、環境対応船等市場の拡大がある一方、マイナス要因では既存設備の老朽代替への莫大な投資費用、熟練工の高齢化、人員不足等仕事がないではなく、人が足りない状況、鋼材資機材の価格上昇、為替リスクを含んでいる。
- ・昨今の最低賃金改定は人件費に及ぼす影響は少ないが、技能者の不足、協力会社の縮小では増産に向けて能力発揮が出来ないことから、設備投資完成までの期間を人材確保期間として近隣県、同業種とのバランスをとりつつ、賃金改善を計画的に継続すべきと考える。

イ 全会一致により必要性ありの結論に達したことが決議され、報告書を作成した。

ウ 全会一致による決議のため、最低賃金審議会令第6条第5項適用により、岡山労働局長へ答申された。

(5) 今後の審議日程について

- ・本日付けで意見聴取について公示すること（公示期間 10 月 21 日まで）。
- ・第2回岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会は 10 月 28 日（水）に開催することが連絡された。

(6) その他

特になし。

6 配布資料

- ・岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会委員名簿
- ・特定最低賃金にかかる諮問文
 - ①特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
 - ②特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定について（諮問）
- ・岡山県金融経済月報（2026 年 9 月 4 日）「日本銀行岡山支店」
- ・岡山県内経済情勢報告（令和 8 年 8 月 5 日）「岡山財務事務所」
- ・岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数（令和 8 年 6 月分）
「岡山県総合政策局統計分析課」
- ・雇用情勢（令和 8 年 7 月）「岡山労働局職業安定課」
- ・特定最低賃金基礎調査結果等
- ・岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較
- ・令和 7 年度岡山県最低賃金・特定最低賃金審議経過及び結果一覧表

7 報告書・答申

- ・岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する報告書（案）
- ・岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）（案）